

北海道における知的財産への取り組み

北海道企画振興部科学 IT 振興局科学技術振興課

目次

1. はじめに
2. 本道における特徴的な取り組み
3. 科学技術に関する戦略及び条例の策定
4. おわりに

1 はじめに

北海道としましては、本誌の本年7月号において、多くのページを割いて記事を掲載させていただき、かなり網羅的にご紹介させていただきましたので、全体像につきましては、そちらをご覧くださいいただけます。

また、前回の掲載からそれほど日が経っていませんので、本号におきましては、本道の特徴的なものをピックアップして若干詳細にご説明するほか、ごく最近の動きをご紹介させていただきます。

2 本道における特徴的な取り組み

(1) 推進体制の構築

北海道経済産業局の所管区域が北海道のみである条件を生かし、局と道が共同で、平成17年7月に「北海道知的財産戦略本部」を設置しました。

本部長に北海道知事、副本部長に北海道経済産業局長と北海道経済連合会会長が就くとともに、事務局は北海道経済産業局特許室と北海道科学技術振興課が共同で所管し、本部会議、幹事会、専門委員会の運営についても協力・分担して行っています。

また、経済・産業団体、知財支援団体、大学・試験研究機関、弁護士・弁理士、取締機関、自治体など、およそ知財に関係する団体・機関が網羅的に参画する体制となっています。

(2) 相談体制の強化

北海道知的財産戦略本部の取り組みの一環として、平成17年7月に「北海道知的財産情報センター」を設置しました。

「北海道知的財産戦略本部」構成機関

- 1 北海道
- 2 経済産業省 北海道経済産業局
- 3 北海道経済連合会
- 4 函館税関
- 5 北海道警察本部
- 6 北海道市長会
- 7 北海道町村会
- 8 北海道大学 知的財産本部
- 9 北海道東海大学 地域連携研究センター
- 10 (独)科学技術振興機構
JST イノベーションプラザ北海道
- 11 (独)産業技術総合研究所 北海道センター
- 12 (独)中小企業基盤整備機構 北海道支部
- 13 (社)北海道商工会議所連合会
- 14 北海道商工会連合会
- 15 北海道中小企業家同友会
- 16 ホクレン農業協同組合連合会
- 17 北海道漁業協同組合連合会
- 18 (財)北海道科学技術総合振興センター
- 19 (財)北海道中小企業総合支援センター
- 20 (社)発明協会 北海道支部
- 21 (社)札幌銀行協会
- 22 (社)北海道映像関連事業社協会
- 23 北海道ティー・エル・オー(株)
- 24 北海道弁理士会連合会
- 25 日本弁理士会 北海道支部

これは、知財に関するワンストップサービスを行うために北海道経済産業局特許室、(独)工業所有権情報・研修館札幌閲覧室、北海道知的所有権センター、(社)発明協会北海道支部、日本弁理士会北海道支部の5機関が、札幌駅に隣接するビルの同じフロアに同居し、「北海道知的財産情報センター」(センター)の名を冠したものです。

5機関は組織的には別のものですが、入り口を1箇所统一到統一し、センターの看板を掲げ、個別の部屋として仕切らずに、代表電話番号を設定するなど、相談者に対し、あたかも同一の機関としてワンストップサービスを提供しており、担当機関がわからなくても1箇所ですべて済むというものです。

(3) 地域の相談体制の強化

前項の「北海道知的財産情報センター」の設置によ

り、札幌周辺（道央圏）については知財に関する総合相談窓口が整備されましたが、広大な面積を有する北海道において、札幌から遠距離にある地域の企業にとっては、知財の相談（面談）をする場合、1日掛かり、2日掛かりとなってしまいます。

弁理士等の専門家への高度な（詳細な）内容の相談については最終的に札幌や東京などへ出向く必要があると思われませんが、それ以前の比較的軽易な内容や手続きなどに関する相談については、身近に相談窓口が無いことで、時間的・経費的な負担が増すとともに、これにより知財に取り組む機会を失うことにもつながりかねません。

そこで、本年度から取り組んでいるのが、道内における「地域版ワンストップサービス機能」のモデル的な整備（7月号で、項目名のみ紹介済み）です。

広大な北海道では、道庁の組織である14支庁、あるいは6つの生活経済圏といった地域区分がありますが、20余名の弁理士のほとんどが札幌に所在しているなど、道央圏以外の地域における知財に関する相談人材の数は限られています。

そこで、本年度、「北海道知的財産戦略本部」の専門委員会において、道央圏以外の地域の知財相談サービスのあり方について検討することとし、これに基づいて、来年度以降、実際に3つの圏域においてモデル的に相談サービス機能を整備しようとしているところです。

しかし、知財に関する相談機関や相談人材が札幌に集中しており、札幌と同様の機能を持つ総合相談窓口を各地域に設置することは困難であるため、各地域毎の実情に即した方法（地域内の大学や産業支援機関の活用、センターによる各種支援、地域内での、あるいは札幌とのネットワークなど）により、また、商工会・商工会議所に開設された「知財駆け込み寺」との連携も考慮しつつ、必要な機能を整備することとしています。

3 科学技術に関する条例及び戦略の策定

知財のみに関する取り組みではありませんが、知財を含む科学技術の振興に関する最近の取り組みとして、今年度、「北海道科学技術振興条例（仮称）」（条例）及び「北海道科学技術振興戦略（仮称）」（戦略）の検討を行っているところですので、簡単にその内容をご紹介します。

「条例」は、都道府県としては全国に先駆けての制定となりますが、道の責務並びに大学等、事業者、支

援団体、金融機関等及び道民といった関係者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本道における科学技術の水準の向上とイノベーションの創出を図り、もって本道経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した社会の実現に寄与することを目的としています。

内容は、今後、道民や関係団体の皆様方のご意見をお伺いするなどし、さらに検討していくこととなりますが、**知的財産の創造、保護及び活用**を基本的施策の一つとして位置付けています。

一方、最近の科学技術を取り巻く大きな状況変化等を踏まえ、将来の北海道づくりに向けた様々な課題に対し、その解決のために科学技術がどのように貢献し寄与していくのかについて、その基本目標と取り組みの方向性を明らかにするため、北海道科学技術審議会に対し「科学技術振興に関する総合的な推進方策」について諮問し、昨年からの議論を経て、本年5月に答申を受けたところであり、現在、この具体的な推進施策を「戦略」として策定する作業を進めています。

なお、「条例」において基本計画を策定することとし、「戦略」をこの基本計画に位置付けることとしており、いずれも来春の施行を目指しています。

4 おわりに

「知的財産基本法」において地方公共団体の責務が示されて以降、他の都府県同様、本道においても知的財産に関する施策・取り組みを進めてきたところですが、この間、「北海道知的財産戦略本部」における協議や研修・セミナー等の実施に際し、弁理士会並びに道内外の弁理士の方々に多大なるご尽力をいただいているところであり、あらためて感謝申し上げます。

なお、本道においては、前述の地域の相談体制の強化や、「条例」、「戦略」を推進していく上で、引き続き弁理士の皆様のお力をお借りする機会があるものと思われしますので、ご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

北海道企画振興部

科学IT振興局科学技術振興課知的財産グループ

TEL：011-231-4111(内線23-168) FAX：011-232-1063

E-Mail：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/kgs/chizai.htm